

鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 7 日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

鈴鹿市上下水道局管理規程第 1 号

鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程（平成 9 年鈴鹿市水道局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>（趣旨）</u> 第 1 条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、<u>企業職員の給与の額並びに算定方法及び支給方法に<u>関し</u>必要な事項を定めるものとする。</u> （特殊勤務手当） 第 2 条 条例第 8 条に規定する特殊勤務手当の種類は、<u>滞納整理手当、停水執行手当、用地等交渉手当、危険作業手当、緊急事故従事手当、待機拘束手当、変則勤務手当、変則勤務代理手当及び災害出動手当とする。</u> <u>（滞納整理手当）</u>	<u>（目的）</u> 第 1 条 この規程は、<u>企業職員の給与について</u>、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鈴鹿市条例第25号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき給与の額並びに算定方法及び支給方法に<u>関して</u>、必要な事項を定める<u>ことを目的とする。</u> （特殊勤務手当） 第 2 条 条例第 8 条に規定する特殊勤務手当の種類、<u>支給の対象となる勤務の内容及び支給額は、別表のとおりとする。</u> <u>2 前項に定めるもののほか、必要な事項については、上下水道事業管理者が別に定める。</u>

第3条 滞納整理手当は、庁外において、対象者と応対して滞納整理の業務に従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従事した時間が4時間以上であるとき
1日につき300円

(2) 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき
1日につき150円

(停水執行手当)

第4条 停水執行手当は、水道料金の滞納又は無断使用による給水停止執行に従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従事した時間が4時間以上であるとき
1日につき800円

(2) 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき
1日につき400円

(用地等交渉手当)

第5条 用地等交渉手当は、庁外において所有者等（官公庁である場合を除く。）と直接用地取得又は家屋移転の交渉を行う業務に従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従事した時間が4時間以上であるとき
1日につき300円

(2) 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき
1日につき150円

(危険作業手当)

第6条 危険作業手当は、公道上において弁操

作に従事した場合、高圧電流等の危険な現場で点検、修繕、監督等の業務に従事した場合又は人体に有害な物質を使用する作業に従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 従事した時間が4時間以上であるとき
1日につき300円

(2) 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき
1日につき150円

(緊急事故従事手当)

第7条 緊急事故従事手当は、緊急事故が発生し、その対応のために業務に従事した場合に支給し、その額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、午後10時から翌日の午前5時までの間に業務に従事したときは、1回につき600円を加算する。

(1) 当該緊急事故が勤務時間外に発生した場合で、招集を受けて業務に従事したとき
1回につき1,200円

(2) 当該緊急事故が勤務時間に発生した場合で、勤務時間に引き続き勤務を延長して業務に従事したとき
1回につき400円

(待機拘束手当)

第8条 待機拘束手当は、緊急事故に備え、正規の勤務時間外に待機を命じられた場合に次に掲げる時間を1回として支給し、その額は1回につき800円とする。この場合において、待機を開始する日が週休日等（鈴鹿市職

員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）第40条の2第1項に規定する週休日等をいう。第2号において同じ。）であるときは、1回につき200円を加算する。

（1） 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

（2） 週休日等において、午前8時30分から午後5時15分まで

（変則勤務手当）

第9条 変則勤務手当は、夜間時間に中央管理室の配水制御操作に従事した場合に午後7時から翌日の午前7時15分までを1回として支給し、その額は1回につき500円とする。（変則勤務代理手当を支給する場合を除く。）

（変則勤務代理手当）

第10条 変則勤務代理手当は、勤務すべき職員に代理して、夜間時間に中央管理室の配水制御操作に6時間を超えて従事した場合に午後7時から翌日の午前7時15分までを1回として支給し、その額は1回につき800円とする。

（災害出動手当）

第11条 災害出動手当は、災害対策本部の指示により従事した場合に支給し、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、国又は他の地方公共団体等からの要請に基づき本市の区域

外の区域に派遣され、災害業務に従事したとき（国又は他の地方公共団体等から当該災害業務に対する給与その他の給付の支給を受けるときを除く。） 次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額

ア 従事した区域又は作業が上下水道事業管理者が定める場合で、従事した時間が2時間以上であるとき 1日につき2,160円

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）に従事した場合で、従事した時間が2時間以上であるとき 1日につき1,620円

ウ ア及びイに掲げるもののほか、従事した時間が2時間以上であるとき 1日につき1,080円

（2） 前号以外の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 従事した時間が4時間以上であるとき 1日につき300円

イ 従事した時間が2時間以上4時間未満であるとき 1日につき150円

第12条 略

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、企業職員の給与の額並びに算定方法及び支給方法については、鈴鹿市職員の給与及び鈴鹿市会計年度任用職員の給与等の例による。

第3条 略

（補則）

第4条 この規程及び別に定めるもののほか、企業職員の給与の額並びに算定方法及び支給方法については、鈴鹿市職員の給与及び鈴鹿市会計年度任用職員の給与等の例による。

別表（第2条関係）

種 類	勤務内容	区 分	手 当 額	備考
滞 納 整 理 手 当	滞納整理 の業務に 従事した とき。	日 額	300 円	庁外において、対 象者と応対して業 務に従事したとき に適用する。 (2時間以上2分 の1支給)
停 水 執 行 手 当	水道料金 の滞納等 による給 水停止執 行に従事 したとき 。	日 額	800 円	滞納又は無断使用 による給水停止執 行に従事したとき に適用する。 (2時間以上2分 の1支給)
用 地 等 交 渉 手 当	用地取得 又は家屋 移転の交 渉を行う 業務に従 事したと き。	日 額	300 円	庁外において、所 有者等（官公庁で ある場合を除く。 ）と直接交渉した ときに適用する。 (2時間以上2分 の1支給)
危 険 作 業 手 当	危険な作 業に従事 したとき 。	日 額	300 円	1 公道上におい て弁操作に従事 したときに適用 する。 2 高圧電流等の 危険な現場で、

				<u>点検、修繕、監督等の業務に従事したときに適用する。</u> <u>3 人体に有害な物質を使用する作業に従事したときに適用する。</u> <u>（2時間以上2分の1支給）</u>
緊急事故 従事手当	<u>正規の勤務時間外に緊急事故が発生し、召集を受けてその業務に従事したとき。</u>	<u>1 回</u>	<u>1, 2 00 円</u>	<u>午後10時から午前5時までの間に業務に従事したときは、1回につき600円を加算する。</u>
	<u>緊急事故が発生し、正規の勤務時間に引き続き勤務を延長してその業務に従事し</u>	<u>1 回</u>	<u>400 円</u>	

	<u>たとき。</u>			
<u>待機拘束手当</u>	<u>緊急事故に備え、正規の勤務時間外に待機を命じられたとき。</u>	<u>1</u> <u>回</u>	<u>800</u> <u>円</u>	<u>1 午後 5 時15分</u> <u>から翌日の午前</u> <u>8 時30分までを</u> <u>1 回として適用</u> <u>する。</u> <u>2 週休日又は休</u> <u>日等において、</u> <u>午前 8 時30分か</u> <u>ら午後 5 時15分</u> <u>までを 1 回とし</u> <u>て適用する。</u> <u>3 待機を開始す</u> <u>る日が週休日又</u> <u>は休日等である</u> <u>ときは、1 回に</u> <u>つき 200円を加</u> <u>算する。</u>
<u>変則勤務手当</u>	<u>夜間時間に中央管理室の配水制御操作に従事したとき</u> <u>。</u>	<u>1</u> <u>回</u>	<u>500</u> <u>円</u>	<u>午後 7 時から翌日</u> <u>の午前 7 時15分ま</u> <u>でを 1 回として適</u> <u>用する。（変則勤</u> <u>務代理手当を支給</u> <u>する場合を除く。</u> <u>）</u>
<u>変則勤務</u>	<u>正規の勤務者の代理として、夜間時</u>	<u>1</u> <u>回</u>	<u>800</u> <u>円</u>	<u>午後 7 時から翌日</u> <u>の午前 7 時15分ま</u> <u>でを 1 回とし、 6</u> <u>時間を超えると</u>

	代 理 手 当	間に中央 管理室の 配水制御 操作に従 事したと き。			に適用する。
	災 害 出 動 手 当	災害対策 本部の指 示により 災害業務 (水道事 業以外の 応援業務)に従事 したとき 。	日 額	300 円	(2時間以上2分 の1支給)

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程第11条の規定は、令和6年1月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程第11条の規定を適用する場合には、改正前の鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の鈴鹿市上下水道局企業職員の給与に関する規程第11条の規定による給与の内払とみなす。